

『法解釈の方法論——その諸相と展望』

(T.O・法曹・40代)

本書に関心を持ったのは、司法試験受験時代から、法を解釈するという作業自体への関心があったからである。法学部の講義で教授が、ある時は文言を重視する解釈をしたと思えば、ある時は文言に反するような解釈をするなど、場当たりに解釈しているようにしか見えず「法律学とは何ていいかげんな学問なんだ！」と感じた経験が私にもあったからである。その意味で、学生時代から本書でも言及されている来栖論文は読んでおり、非常に共感したことを懐かしく思い出す。

本書は、基礎法学(法哲学)及び個別の法分野の専門家の手になる13の論考で構成されている。一つ一つの論考は各章ごとに論述が完結しており、読み手が関心のある法分野のところだけを読むという読み方も可能である。もともと民商法雑誌に寄稿されていた論文がベースとなっていることもあると思われるが、長すぎるということもなく分量も(私には)適当であった。

同じ法律の解釈でも法分野が異なると、ここまで思考方法が違うのかと感じる部分が多々あり、とても新鮮であった。多くの論考では、議論の素材として最高裁判例を取り上げる形で具体的な論述が展開されており、この種の本の中では読みやすいと感じた。

さらに、法の解釈において良く取り上げられる価値判断についても、経済学的分析を取り上げる論考が多く、示唆に富んでいる。紙幅の関係もあるので簡単なコメントしかできないが、個人的には、経済学的分析は経済合理的な価値判断になじみやすい法分野(商事法等)における一定の局面においては有益な分析ツールとなり得るが、特定個人の権利が国民全体の利益の前に制限を受けやすい法分野(刑事法等)や商事法においても少数者の権利保護が要請される場面において用いる場合には、個人の権利を制限することの正当化の手法として利用されやすいのではないかと感じた。

本書の基になった論文が民商法雑誌に掲載されていた、ということからすると、本書に収められた論文の読み手は主として、法曹実務家や学者であると思われるが、ロースクール生にとっても有益と思われる。

かかる観点からすると、司法試験の選択科目のうち、本書に収録されていない、倒産法や国際公法についても今後論考を収録することにより、本書の価値を一層高めることも検討されてよいのではないかと思う。